## 議案第 32 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則 第5号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

## 提案理由

機構改革及び岩松保育園の民営化に伴い、小城市教育委員会事務局 組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表保育幼稚園課の項を次のように改める。

## 保育幼稚園課 保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園

第3条の表保育幼稚園課の項を次のように改める。		
保育幼稚園課	(1)	幼児教育及び保育の実施に関すること。
	(2)	子ども・子育て支援給付に関すること。
	(3)	市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関するこ
	と。	
	(4)	幼稚園教諭の免許の手続きに関すること。
	(5)	幼児教育・保育ネットワークに関すること。
	(6)	特別支援教育に関すること。
	(7)	地域子ども・子育て支援に関すること。
	(8)	その他就学前児童に関すること。
	(9)	幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に
	関す	ること。
	(10)	所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関
	する	こと。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第32号 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行

現行

改正後(案)

(課及び係)

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

課名	係名	
保育幼稚園課	保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園	
	<ul><li>低川保育園 晴田幼椎園 三日月幼稚園</li></ul>	

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課名	分掌事務		
保育幼稚園課	(1) 保育の実施に関すること。		
	(2)	保育所に関すること。	
	(3)	幼稚園に関すること。	
	(4)	認定こども園に関すること。	
	(5)	所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に関す	
	る	こと。	

(課及び係)

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

課名	係名							
保育幼稚園課	保育幼稚園係 指導管理係 小城保育園 三里保育園							
	低川保育園 晴田幼椎園 三日月幼稚園							

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課名	分掌事務	
保育幼稚園課	(1) 幼児教育及び保育の実施に関すること。	
	(2) 子ども・子育て支援給付に関すること。	
	(3) 市立保育園・幼稚園の管理及び運営に関すること。	
	(4) 幼稚園教諭の免許の手続きに関すること。	
	(5) 幼児教育・保育ネットワークに関すること。	
	(6) 特別支援教育に関すること。	
	(7) 地域子ども・子育て支援に関すること。	
	(8) その他就学前児童に関すること。	
	(9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関す	
	<u>ること。</u>	
	(10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関す	

	<u>ること。</u>